

## 答 申 (案)

国民健康保険事業は、他の医療保険に属さないすべての者を対象に、等しく医療を受けることができる国民皆保険制度として、地域住民への安心な医療の提供と健康の保持増進に大きな役割を果たしている。

しかしながら、高齢化の進展や高度な医療の普及などにより、医療費が増加する一方で、長期化する経済の低迷の影響により保険税収入は減少しており、平成27年度決算見通しにおいては、約2億3,500万円の財源不足額が生じるものと見込まれ、平成28年度予算においては繰上充用を行わざるを得ない状況である。

また、今後においても財源不足額は拡大し、平成29年度末には約6億8,700万円になることが見込まれている。

今回、諮問された税率等の改定案は、この財源不足を解消するため、財源不足額をすべて保険税に求めた場合、大幅な引き上げ改定となり、被保険者の生活へ与える影響が多大なものになることを考慮し、平成28年度、平成29年度の2年間で財源不足を解消するため、臨時的に一般会計から約3億4,400万円の財政支援を行い、被保険者の負担増を抑制するものである。

当運営協議会としては、今後も国民健康保険事業の健全な運営を維持するために、税率等について改定を行うことは、止むを得ないものであるとの意見集約をし、諮問内容どおり

の税率等への改定を了承するものである。

なお、上記のほか、当運営協議会として、次の事項について意見を付す。

#### <附帯意見>

- 1 一般会計からの臨時的財政支援について、税金からの財源投入という観点から、市民に対して十分に説明責任を果たすこと。
- 2 税負担の公平性を保持するため、高い目標をもって、保険税の収納率向上対策及び滞納対策に積極的に取り組み、一層の保険税収入の確保に努めること。
- 3 医療費抑制のため、被保険者の健康保持増進に資する特定健康診査、特定保健指導、及び各種検診等について更なる受診率の向上を図るとともに、ジェネリック医薬品の普及促進をはじめとする医療費適正化対策事業について、一層積極的に取り組むこと。